平成２７年（フ）第７０９３号
東京都練馬区光が丘５－１－307
破産者　田代　順子
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７３６０号
千葉県印西市原４丁目１－１－216
破産者　飯田　俊宏
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７６３８号
東京都世田谷区奥沢７丁目39－１
破産者　齊藤　庄哉
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７７０４号
東京都東村山市美住町１丁目４－１　グリーンタウン美住一番街16－207
破産者　小林　信子
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７７１４号
東京都東久留米市下里４丁目１－12－412、開始決定時の住所東京都東久留米市野火止３丁目４－２－108
破産者　小山　　靖
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７７８５号
東京都板橋区赤塚４丁目15－５－501
破産者　佐藤　正夫
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７７８６号
東京都板橋区赤塚４丁目15－５－501
破産者　佐藤まゆみ
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７７９０号
東京都中野区大和町３丁目38－２－306
破産者　賀谷　英明
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７７９１号
東京都世田谷区下馬３丁目32－９－302
破産者　石川こうじ
1　決定年月日　平成27年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２１号
千葉県松戸市松戸600番地の７
破産者　網野あやお
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第２４４号
千葉県松戸市二ツ木829番地の１　メゾンドコムサ107号
破産者　丸田　　司
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第３７７号
千葉県松戸市大谷口142番地の３ジュネパレス松戸第115－201号
破産者　小池　文男
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２７年（フ）第６６２０号
東京都千代田区九段北１丁目４番７号　悠山九段ビル７Ｆ
破産者　有限会社茅ヶ崎出版
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６８１９号
三重県津市白山町二俣字宮ゾ谷1543番地
破産者　株式会社名阪フレンドリーパーク
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３２号
長野県飯田市上郷飯沼1442番地
破産者　有限会社松川建材
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第４７６号
静岡市葵区籠上３番34号
破産者　株式会社アーキピュア
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３８４７号
大阪市西区千代崎２丁目19番１号305、開始決定時の住所大阪市阿倍野区帝塚山１丁目22番14号
破産者　田中　一宇
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８７９号
大阪市住吉区苅田５丁目17番17号
破産者　株式会社ア・ライブ
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０９２号
大阪市中央区南久宝寺町１丁目９番１号ルート船場ビル８Ｆ
破産者　株式会社Ｅ－ジャパン
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３１２９号
大阪市西区阿波座１丁目９番９号
破産者　株式会社ニューウイング
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３２７７号
大阪府寝屋川市萱島桜園町16番15号
破産者　株式会社永晃商会
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第９１号
福岡県飯塚市相田181番地462
破産者　株式会社渉建設
1　決定年月日　平成27年11月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部